

対馬で発見されたカワウソに関する今後の対応の方針

1. はじめに

江戸時代に作成された諸国産物帳に対馬の上対馬町、上県町、峰町でのカワウソの生息が記載されている（「対馬歴史民俗資料館報第21号」）が、対馬のカワウソの写真記録や毛皮などの標本は確認されていなかった。平成29年2月に琉球大学が設置した自動撮影カメラにカワウソらしき動物の姿が映り、その後複数の専門家による確認の結果、カワウソであることがほぼ間違いないことが分かった。このカワウソの出自は、朝鮮半島から自力で渡ってきた可能性、人為的に持ち込まれた可能性、対馬に生息していたカワウソが生き延びていた可能性が指摘されている。

本対応方針は、平成29年度の調査結果を踏まえ、対馬におけるカワウソに関する今後の対応の方針をまとめたものである。

2. カワウソの分類学上の位置づけ

環境省レッドリストでは、日本に生息するカワウソをユーラシアカワウソ (*Lutra lutra*) の亜種である「ニホンカワウソ (本州以南亜種) (*Lutra lutra nippon*)」と「ニホンカワウソ (北海道亜種) (*Lutra lutra whiteleyi*)」と分類学的に位置づけており、それぞれ「絶滅」と評価している。また、カワウソは哺乳類であり、日本に生息する野生個体はいかなるカワウソであっても鳥獣保護管理法の対象となり、かつ、狩猟鳥獣ではないことから、同法に基づく捕獲規制の対象となっている。さらに、ワシントン条約では、ユーラシアカワウソ (*Lutra lutra*) と、ニホンカワウソ (*Lutra nippon*) が別種として付属書Iに掲載されていることから、両者とも種の保存法の国際希少野生動植物種に指定されており、同法に基づく流通規制の対象となっている。なお、ニホンカワウソの分類学上の整理が確定していないため、環境省レッドリストでは種ユーラシアカワウソの亜種、国際希少野生動植物種では種ニホンカワウソと異なる扱いとなっている。

3. 対馬で確認されたカワウソの位置づけ

上述のように、かつて対馬でカワウソが確認されたという記録があるが、標本などが残っておらず、対馬に生息していたカワウソの分類学的な位置づけは明らかになっていない。しかしながら、対馬と韓国の直線距離が最短で約50kmと短いこと、また、韓国から対馬に向けた海流が流れていること、韓国でカワウソの生息数が増加傾向にあることなどから、今回、韓国に生息するユーラシアカワウソが海流に乗って偶発的に対馬に流れ着いた可能性があると考えられる。

4. 平成 29 年度の対馬におけるカワウソ調査の結果

平成 29 年 2 月に、琉球大学が対馬に設置した自動撮影カメラでカワウソが撮影され、8 月 17 日に同大学の伊澤雅子教授のグループが記者発表を行った。

環境省では、緊急調査として、平成 29 年 7 月 11 日から 18 日に対馬島内の一部地域における痕跡調査（糞、毛、足跡、食痕等を検索する調査）を筑紫女学園大学の佐々木浩教授に依頼して実施したところ、採取した糞 2 個からユーラシアカワウソ (*Lutra lutra*) の DNA が検出された。また 8 月 28 日から 9 月 2 日にかけて対馬全域を対象とした痕跡調査を実施した。この全島調査ではカワウソの可能性があるとされる糞を 14 個採取し、遺伝子解析を行った。その結果、糞 4 個（河川 3 個、海岸 1 個）からユーラシアカワウソの DNA を検出し、全ての糞より検出されたミトコンドリア DNA の D-loop 領域 363 塩基が、7 月 14 日に採取されたユーラシアカワウソの糞と同一のものであった。また足跡を 1 箇所を確認した。

緊急調査や全島調査以降もユーラシアカワウソの糞が見つかった地点を中心に現地調査を継続し、ユーラシアカワウソのものと思われる痕跡を採取するとともに、市民から情報提供を受けたサンプル等について九州大学医学研究院の関口猛助教に依頼して DNA 分析を進めてきた。この結果、これまで確認されていた個体とは異なるマイクロサテライト多型が検出され、対馬には、少なくともユーラシアカワウソのオス 2 頭、メス 1 頭の計 3 頭が生息していることが示唆された。

痕跡確認地は上県町内の佐護川流域、上県町仁田や上対馬町富浦であった。対馬で確認された痕跡の数やその密度を他国のユーラシアカワウソ生息地における調査結果と比較すると、対馬に多くの個体がいるとは考えにくく、数頭程度の生息と推測される。

5. 対馬におけるカワウソの対応方針

今回発見されたカワウソは、自然由来であった場合は保全の対象にすべきと考えられる。しかしながら、平成 29 年度の調査で複数頭の生息の可能性が示唆されたものの、未だ詳細な状況が確認出来ていないことから、関係機関と連携して以下の取組を実施する。

（短期的な取組み）

○生息状況の把握

- ・痕跡確認地周辺における調査の継続
- ・痕跡確認地周辺の自然環境を保全するため、特に河川環境や海岸環境がカワウソの生息にとって好適な環境として維持されるように関係機関と連携を図る。
- ・一般市民に対するカワウソの生息及び生息環境の維持のための普及啓発。（具体的

には「7. 市民等への普及啓発事項」に記載)

(今後、学識経験者等を中心に進める取組み)

○由来に関する調査

- ・系統解析（動物園の飼育個体や韓国のカワウソとの遺伝的な比較）
- ・社会学的な調査の実施（聴き取りや文献調査等によるかつての対馬における生息情報の把握）

○分類学上の整理

6. 平成 30 年度に環境省が対馬で行う事業方針（案）

生息状況の把握を目的とした調査から生息環境の評価・保全にシフトしていけるように事業を実施する。

- ・痕跡調査による個体数や分布状況の調査の継続
- ・普及啓発の推進

7. 市民等への普及啓発事項

カワウソやツシマヤマネコの生息に影響を与えるおそれがある以下の事項について、市民や訪問者への協力をお願いします。また、カワウソに関する情報について提供をお願いします。

- ① 捕獲の禁止
- ② 生息地にむやみに立ち入らない（環境省が関わらない生態調査や報道目的も含めた写真撮影を含む）
- ③ 餌やりの禁止
- ④ 交通事故防止のための安全運転